

『職種別 最新！傾向対策講座 地方上級 専門』(KU22132)

訂正表

2022年12月26日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 112	No.74 民法の 正解番号	誤	4	2022/12/26
		正	<u>3, 4</u>	
P. 188	No.74 解説 1行目	誤	正 解 4	2022/12/26
		正	正 解 <u>3, 4</u>	
P. 188	No.74 肢3 解説 全文	誤	<p>3 × 懲戒権の規定は、<u>改正されただけであり、削除まではされていないので、本肢は妥当でない。</u></p> <p><u>改正前の民法 822 条 1 項は、「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる」と規定していた。しかし、これに対しては、子を虐待する親権者のほとんどが懲戒権を口実に自己の行為を正当化しようとしていることが指摘されていた。そこで、2011（平成 23）年改正により、「第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と規定され（民法 822 条）、懲戒が「子の利益のために」（民法 820 条）行われる監護・教育に必要な範囲内で認められることが明確にされた。また、懲戒場が実際には存在しないことから、懲戒場に関する部分も削除された。</u></p>	2022/12/26
		正	<p>3 ○ 懲戒権の規定は、<u>2022（令和 4）年改正により削除されたので、本肢は妥当である。</u></p> <p><u>懲戒権を定めた民法 822 条に対しては、子を虐待する親権者のほとんどが懲戒権を口実に自己の行為を正当化しようとしていることから、従来から削除論が有力であった。しかし、2011（平成 23）年改正では、最終的に民法 822 条自体は残したうえで、「第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」とし、懲戒が「子の利益のために」（民法 820 条）行われる監護・教育に必要な範囲内で認められることを明確にした。したがって、本問の出題当時（2013 年）、懲戒権の規定が削除されたとする本肢は妥当でなかった。</u></p> <p><u>しかし、その後も、しつけや懲戒の名目で親の子に対する虐待が後を絶たなかったため、2022（令和 4）年改正により、民法 822 条は削除された。したがって、現在では、本肢も妥当である。</u></p>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。